



# はまみん



第25号  
2023.11

浜松市民生委員児童委員協議会 広報誌



浜松市 中野祐介市長



代表授与 内山益巳氏（浜北区浜名地区）



立正大学 大竹智氏

第12回浜松市民生委員児童委員大会を5月16日（火）にアクトシティ浜松大ホールにて開催しました。市内の民生委員・児童委員、及び主任児童委員が一堂に会して開催することができました。

第一部では、浜松市民生委員児童委員協議会会長より、在任期間が7年以上となった民生委員・児童委員8名が表彰されました。おめでとうございます。

第二部では、立正大学 社会福祉学部 こども教育福祉学科 教授 大竹 智氏をお招きし、「こどもまんなか社会の実現に向けて～これからの児童委員・主任児童委員の役割について～」をテーマにご講演いただきました。

## 浜松市民生委員児童委員協議会

〒432-8035 浜松市中区成子町140-8 浜松市社会福祉協議会内

TEL 053-453-0580 FAX 053-452-9218

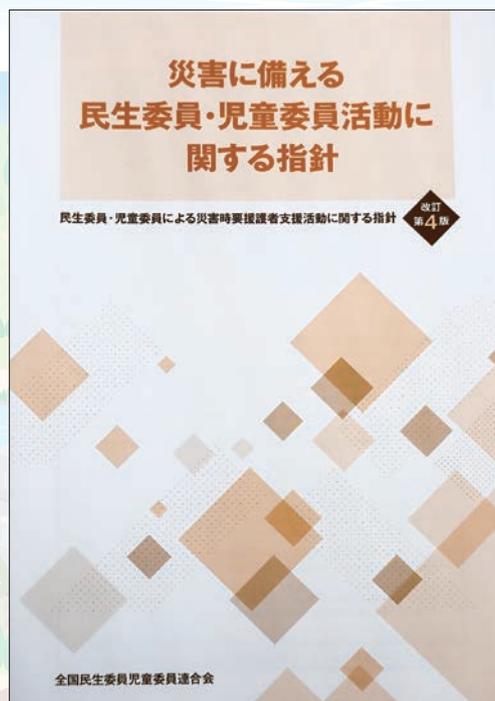
# 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」について

令和5年5月、全国民生委員児童委員連合会は、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の改訂を行いました。本指針は、東日本大震災後、平成25年3月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の名称で初版が発行されています。その後、第3版の発行にあたり、民生委員・児童委員活動における災害との向き合い方は、発災時には、自らと家族の安全確保が最優先であり、平常時の取り組みに力点をおくべきとの考え方を明確にすべく、現在の名称へと変更されました。今回が第4次の改訂版です。

本指針は、民生委員・児童委員活動における災害との向き合い方の基本的事項を整理しています。近年、浜松市においても豪雨災害が続いておりますので、本指針を活用し、各地区民児協で、地域の実情に即した対応方針を整理していきましょう。

## 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ② 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③ 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する



※各地区民児協に1冊配布しています。（令和5年6月）

# 災害に備える民生委員・児童委員活動 10か条

## 民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則

**第1条** 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

**第2条** 無理のない活動を心がける

## 平常時の取り組みの基本

**第3条** 「地域ぐるみ」で災害に備える

**第4条** 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

**第5条** 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

## 市町村と協議しておくべきこと

**第6条** 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

**第7条** 情報共有のあり方を決めておく

## 発災後の民児協活動において留意すべきこと

**第8条** 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

## 避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと

**第9条** 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

**第10条** 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

# 災害時の事例報告

## 事例報告① 東区(令和4年9月 台風15号)

### 民生委員・児童委員の動き

災害発生

9月23日  
～  
24日

- ・線状降水帯が生じるほどの大雨が発生
- ・市内各地で道路冠水や家屋への浸水等の被害が生じた

直後の動き

9月25日～

- ・浜松市社会福祉協議会（以下、市社協）から各民生委員・児童委員へ被害状況の確認、情報提供の依頼
- ・把握した被害状況等を市社協へ情報共有
- ・共有された情報をもとに市社協職員に同行し被災地域を訪問し住民への聞き取りを実施
- ・浸水により片付け等が必要な世帯があれば市社協・ボランティアによる支援へ繋いだ

制度による支援

12月

- ・床上浸水の被害を受けた世帯（福祉票に登録されている世帯）へ災害見舞金を贈呈

生活再建に向けて

発災直後  
から現在  
まで

- ・被災世帯へ友愛訪問し生活をフォロー



民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア、市社協職員で被災地域を訪問



市社協職員により浸水した家屋から家財が運び出される様子



ボランティアにより濡れた畳がトラックに載せられる様子

#### ▶浸水等被害状況（東区）

床上浸水	床下浸水
197戸	836戸

#### ▶民生委員・児童委員による災害見舞金贈呈件数（東区）

中ノ町地区	笠井地区	長上地区
1件	1件	31件

※福祉票に登録されており、現に居住する住宅が床上浸水等の被害を受けた世帯が対象。

## 災害時における民生委員・児童委員活動の方向性

### 平時の行動

- ・被災者を円滑に支援するため、平時から自治会や市社協等と連携を深め、災害時にスムーズに活動ができる体制を構築しておく
- ・被災者が受けられる支援制度を事前に学んでおく（り災証明書、災害見舞金等）

### 災害時の行動

- ・支援が必要な被災者がいれば、市社協等へ繋いだり、支援制度について情報提供する
- ・地域住民との関わりが強い民生委員・児童委員が、市社協職員等と一緒に被災地域を訪問することで、被害状況や困りごと等の円滑な把握に繋がる

## 事例報告② 北区(令和5年6月 台風2号)

記：細江地区民生委員児童委員協議会 会長 山下郁一

6月5日、市社協北地区センターから1本の電話が入りました。

その内容は、台風2号の大雨（総雨量：450ミリ）で9区自治会の住宅で床上浸水がありました。依頼者のお宅では、お母さんが出産して退院して来たばかりで自分たちだけでは片付けや掃除もできない状況になっていました。9区内の自治会では、多くの住宅が同様に床上などの浸水で手が回らない状態であり、「民生委員・児童委員の皆さんで訪問し、片付けや清掃のサポート活動ができる委員がおられましたらご協力をお願いできませんか」という電話でした。

そこで私が考えたことは、民生委員・児童委員が自分の担当地域を超えてそこまでした活動をすることが、私たちの実績に反映されるとしたら「ひとつも・ふたつも」増え、活動の負担につながる。そのことで、なり手が減ってしまうのではという「葛藤、不安」を感じました。

しかし、民生委員・児童委員信条の中に、【隣人愛をもって社会福祉の増進に努める】、【誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努める】この二つの信条により、私なりに方針を考えグループの連絡網により活動協力を依頼する情報を細江地区民児協の民生委員・児童委員全員に発信しました。

当日、何人関われるか不安もありましたが、6月6日午前9時30分に、8人の民生委員・児童委員が現地に集合しました。皆さん長靴とゴム手袋を用意し、中には長靴を購入しにホームセンターで行き合ったと話をしていました。

そして依頼者、市社協北地区センター職員の作業手順のガイドにより活動を実施しました。

依頼者のお宅は、前日ご家族がかなり洗い流した様子で長靴を履いて作業をするほど汚れていませんでした。長靴を脱いで、まず空き部屋の床の消毒、洗浄、乾拭きを行い。ダイニングキッチン、テーブル・家具を移動して、同じように床の消毒、洗浄、乾拭きを行い、テーブル・家具を元に戻し、浴槽洗面所のタイル消毒清掃をして、依頼者、北地区センター職員からお礼のあいさつをいただき、11時30分ごろ作業を終了しました。

また、私の「葛藤、不安」については、協力していただいた民生委員・児童委員の皆さんの「ボランティアで、地域の人たちが助かればそれでいいのではないかな」との話をお聞きし、胸のつかえを安らげることができたと思います。



最後に、協力していただいた委員の皆さんには、大変ありがたく感謝申し上げます。

### 浸水被害状況（北区）

床上浸水	床下浸水
39戸	24戸



# あなたのまちの民生委員・児童委員 ～民生委員・児童委員あるある対応～

※民生委員・児童委員（以下「民生委員」と表記）

## 相談事例1

地域の高齢者にゴミ出しの依頼を頼まれた場合。  
どのように対応したら良いのでしょうか？

### 〈民生委員の対応〉



高齢者Aさん

最近身体が弱ってしまい、ゴミ出しが大変になってきました。民生委員さんにゴミ出しをお願いできないですか？

民生委員自身がゴミ出しを毎回手伝う事は、できません。ですが、私の地域の地区社協では、家事支援を実施しているので、少し費用がかかりますが、お願いしてはいかがでしょうか。必要なら、すぐに連絡をして手続きをしますよ。



民生委員Bさん



ありがとうございます。ぜひお願いしたいです。一人暮らしで困っていたから助かります。



### ～ワンポイントアドバイス～



高齢者の方は、身体が弱ってきたと訴えています。まずは、訪問をして体調はどうなのか、ゴミの量がどの位なのかを把握する必要があります。

場合によっては業者でなければならない時もあります。ゴミだけではなく、介護が必要な場合もあります。状況把握をした上で適切な関係機関につなげましょう。民生委員は担当する地区全ての人たちの要望に応じてお手伝いするわけにはいきません。活動内容を十分考慮して、全ての方々に公平性を保って活動することが大切です。

## 相談事例2

近隣住民から「隣の家から頻繁に子どもの泣き声と母親の怒鳴る声が聞こえてくるので心配です。」と連絡が入ります。民生委員として、どのように対応したら良いのでしょうか？

### 〈民生委員の対応〉



近隣住民Aさん

うちの隣の家から頻繁に小さな子の泣き声が聞こえてくるので、もしかして虐待かもしれないと心配しています。

どのような声が聞こえますか？



民生委員Cさん



そうですね、母親が怒っている声と子どもの泣き声が聞こえてきます。頻繁に聞こえてくるので困ってしまって…

児童虐待の可能性があれば、たとえ間違っても通告していただくことが大切です。『189(いちはやく)』に通告すると最寄りの児童相談所につながりますよ。



### ～ワンポイントアドバイス～

日頃から、民生委員のチラシを持って「担当地区の民生委員です。」と訪問しながら様子を確認することも大切です。その際に「困ったことがありましたら、いつでも連絡してくださいね。」と忘れずに伝えておきましょう。



「もし虐待でなかったら」と通告することを戸惑うこともありますが、子どもの命を守るためには、早期発見・早期対応が重要です。仮に虐待でなかったとしても通告した方の責任を問われたりすることはなく、通告者の秘密も守られます。

※住民Aさんの隣の家から泣き声が聞こえている時、住民Aさんから担当地区の民生委員に連絡してもらうことも一案だと思います。

● **外部研修等報告**（令和5年4月1日～令和5年9月30日）

研修名	開催日	開催地	参加人数 (浜松市)
令和5年度関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会	9月7日～8日	新潟県新潟市	8名

● **研修（市民児協主催等）実績**（令和5年4月1日～令和5年9月30日）

研修名	開催日	会場	参加人数 (浜松市)
令和5年度 中堅委員研修会	8月29日	浜北文化センター	633名
令和5年度第1回浜松市主任児童委員研修会（法定）	8月31日	浜北文化センター	146名



中堅委員研修会



主任児童委員研修会



関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

編集委員

- 野末あけみ（部会長）
- 高橋則男 ● 鈴木三雄 ● 宮澤俊英 ● 津川あけみ ● 遠山秀敏
- 渥美由美子 ● 村瀬純子 ● 犬居和賀代（オブザーバー）